

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱

(平成29年3月30日告示第83号)

改正 平成30年4月1日告示第124号
平成31年3月29日告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市（以下「市」という。）における定住を促進するため、住宅を新築又は中古住宅を取得するU・Iターン者に、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入日 転入者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載され住民となった日をいう。
- (2) U・Iターン者 大野市に定住する意思があり、転入している者又は転入予定の者をいう。
- (3) 住宅 居住の用に供する一戸建て住宅（店舗併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あるもの）をいう。
- (4) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める地域をいう。
- (5) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に定める地域をいう。
- (6) 市内業者 市内の個人事業者又は市内に主となる事業所若しくは本店を有する法人事業者（大野市に法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、10年以上居住する見込みのある者とする。

(1) 住宅の新築、中古住宅の取得、中古住宅の取得と併せたリフォーム工事を行うU・Iターン者で、交付申請する日若しくは事前着手を届け出る日のいずれか早い日前2年以内に転入している者又は交付申請後1年以内に転入する者であること。ただし、転入日前の1年以内に大野市から転出していた者を除く。

(2) 補助の対象となる住宅の世帯構成員全員が大野市税を滞納していないこと。

(3) 補助の対象となる住宅を取得した後に所有権を保存又は移転すること。

(補助対象新築住宅)

第4条 補助の交付対象となる新築住宅(以下「新築住宅」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が自ら居住する市内所在の住宅で、申請前に工事に着工していないこと。ただし、交付申請をする年度の前年度に第8条第3項に規定する申請前着手届を市長に提出していた場合はこの限りではない。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)その他関係法令の基準を満たすこと。

(3) 公共下水道及び農業集落排水処理施設(以下「下水道」という。)を供用開始した区域に住宅がある場合は、当該住宅が下水道に接続されること。

(4) 補助金の交付申請をする年度の3月末日までに新築工事が完了すること。

(5) 市内業者が施工すること。

(補助対象中古住宅及び中古住宅の取得と併せたリフォーム工事)

第5条 補助の交付対象となる中古住宅(以下「中古住宅」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が自ら居住する市内所在の住宅で、申請前に取得していないこと。ただし、交付申請をする年度の前年度に第8条第3項に規定する申請前着手届を市長に提出していた場合はこの限りではない。

(2) 補助対象者が3親等内の親族以外の者から取得すること。

(3) 法その他関係法令の基準を満たすこと。

(4) 昭和56年5月31日以前に建築され又は着工された住宅については、大野市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱(平成21年大野市告示第29号)第5条の別表に定める補助の対象となる耐震改修工事等の欄に掲げる耐震基準を満たすこと。(リフォーム工事後に当該耐震基準に適合することが

証明できる場合を含む。)

(5) 下水道を供用開始した区域に住宅がある場合は、当該住宅が下水道に接続されていること。(リフォーム工事に併せて下水道に接続する場合を含む。)

2 補助の交付対象となるリフォーム工事は、修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能が向上する補修、改造若しくは設備改善のための工事で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、店舗併用住宅の場合において、店舗の用に供する部分のリフォーム工事は対象としない。

(1) 補助対象者が行うリフォーム工事であること。

(2) リフォーム工事に要する費用(取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。)が50万円以上であること。

(3) 申請前にリフォーム工事に着工していないこと。ただし、交付申請をする年度の前年度に第8条第3項に規定する申請前着手届を市長に提出していた場合はこの限りではない。

(4) 中古住宅を取得してから1年以内にリフォーム工事に着工すること。

(補助の交付対象外)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

(1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事

(2) 建物の解体、除却等を行う工事

(3) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(4) 家具、家電製品その他の物品の購入

(5) 太陽光発電設備、ペレットストーブ、高効率給湯器の購入及び設置

(6) 国、県及び市の同様の補助制度の対象となった場合は、当該補助制度に係る工事の全部又は一部

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める工事
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、事業完了年度の額とする。

(1) 新築住宅を取得する場合 住宅取得価格(取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。)に20分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の上限は、居住誘導区域内においては60万円、それ以外の用途地域内においては40万円、それ以外の地域においては20万円とする。

(2) 中古住宅を取得する場合 住宅取得価格に10分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の上限は、用途地域内においては40万円、それ以外の地域においては20万円とする。

(3) 取得後にリフォーム工事をする場合 リフォーム工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額以内を加算する。この場合において、補助金の上限は、用途地域内においては40万円、それ以外の地域においては20万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付申請をする場合は、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付申請書のほか、必要な書類を提出させ又はその一部を省略させることができる。

3 補助の交付対象となる新築住宅の着工又は中古住宅の取得を交付申請をする年度の前年度に行う場合は、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付申請前着手届(様式第1-2号。以下「申請前着手届」という。)を着工又は取得前に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じた調査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(変更及び辞退)

第10条 交付決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)が申請の内容を変更する場合は、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金計画変更申請書(様式第3号)に内容を確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 補助決定者が補助金の交付を辞退する場合は、速やかに大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、新築住宅及び中古住宅の取得並びに中古住宅のリフォーム工事が完了したときは、速やかに大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金完了実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

（補助金の請求及び支払）

第12条 補助決定者が、補助金の支払いを受けようとするときは、実績報告書を提出した後、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けた場合には、速やかに補助決定者に対して支払うものとする。

（交付の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の規定による交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為によって、交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第15条 補助決定者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する

会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用)

第16条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本人の同意を得て、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の規定によりなされた補助金の交付決定については、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年告示第124号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第68号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 殿

〒

申請者 住所
氏名
電話

印

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付申請書

みだしの補助金を交付されたく、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第8条第1項及び第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

住宅の所在地	大野市		
転入予定日	年 月 日		
補助区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅取得	<input type="checkbox"/> 用途地域内	<input type="checkbox"/> 用途地域外
	<input type="checkbox"/> 中古住宅取得 (3親等親族以外から取得)	<input type="checkbox"/> 用途地域内	<input type="checkbox"/> 用途地域外
	<input type="checkbox"/> リフォーム工事	<input type="checkbox"/> 用途地域内	<input type="checkbox"/> 用途地域外
補助対象工事見積額	金 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
交付申請額	（取得補助）金 円（合計） （リフォーム工事補助）金 円 金 円		
添付書類	(1) 住民票謄本 (2) 納税証明書 (3) 新築工事及びリフォーム工事計画書（別紙1） (4) 図面（附近見取図、配置図及び間取り図並びにリフォーム工事については工事前後の平面図その他工事の内容を示すもの） (5) 工事見積書の写し (6) 耐震性を有していることを証明できる書類等（昭和56年5月31日以前に建築又は着工した中古住宅の購入の場合のみ） (7) 新築工事、増築又は改築について、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、交付された確認済証の写し (8) 定住誓約書（別紙2） (9) 同意書（別紙3）		

様式第1号の2（第8条関係）

年 月 日

大野市長 殿

〒

申請者 住所
氏名
電話

印

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付申請前着手届

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により
関係書類を添えて届け出ます。

記

住宅の所在地	大野市		
転入予定日	年 月 日		
補助区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅取得	<input type="checkbox"/> 用途地域内	<input type="checkbox"/> 用途地域外
	<input type="checkbox"/> 中古住宅取得 (3親等親族以外から取得)	<input type="checkbox"/> 用途地域内	<input type="checkbox"/> 用途地域外
	<input type="checkbox"/> リフォーム工事	<input type="checkbox"/> 用途地域内	<input type="checkbox"/> 用途地域外
補助対象工事見積額	金 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		
交付申請額	(取得補助)金 円 (合計) (リフォーム工事補助)金 円 金 円		
添付書類	(1) 住民票謄本 (2) 納税証明書 (3) 新築工事及びリフォーム工事計画書(別紙1) (4) 図面(附近見取図、配置図及び間取り図並びにリフォーム工事については工事前後の平面図その他工事の内容を示すもの) (5) 工事見積書の写し (6) 耐震性を有していることを証明できる書類等(昭和56年5月31日以前に建築又は着工した中古住宅の購入の場合のみ) (7) 新築工事、増築又は改築について、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、交付された確認済証の写し (8) 定住誓約書(別紙2) (9) 同意書(別紙3)		

別紙 1 (第 8 条 関係)

新築工事及びリフォーム工事計画書

住宅の概要 (新築工事の場合 は記入不要)	所在地	大野市		
	所有者	(申請者との続柄)		
	構造		建築年月	年 月
工事内容				
工事費総額	金	円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)		
補助対象工事費	金	円	補助対象 工事内容	
補助対象外工事費	金	円	補助対象外 工事内容	
施工業者	住所 事業者名 (代表者)			
工事期間 (予定)	着手	年 月 日	完了	年 月 日

別紙 2 (第 8 条関係)

定 住 誓 約 書

私は、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 取得した住宅に定住し、大野市民として義務を果たします。
- 3 補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に世帯主または申請者が居住地を変更した場合、助成金全額を返還します。

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

別紙 3（第 16 条関係）

同 意 書

私は、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付申請に当たり、大野市に提供した個人情報について、アンケート等の調査、補助対象であることの調査並びに国及び福井県への提供に利用することに同意します。

年 月 日

大野市長 殿

住 所

氏 名

印

様式第2号（第9条関係）

大野市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったみだしの補助金について、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第13条第1項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業が完了したときは、必要な書類を添付して、速やかに大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金完了実績報告書（様式第6号）及び大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがあるため、補助事業に係る書類等は、翌年度から起算して5年間保存すること。

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金計画変更申請書

先に交付決定を受けたみだしの補助金について、新築工事及びリフォーム工事の内容を変更したいので、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付決定通知年月日及び番号

年 月 日 大野市指令 第 号

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

(1) 変更後の新築工事及びリフォーム工事計画書（別紙1）

(2) 変更に係る関係書類

（補助金交付申請書（様式第1号）の添付書類のうち、変更のある書類）

様式第4号（第10条関係）

大野市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金計画変更承認通知書

先に提出のあったみだしの補助金の計画変更申請について、下記のとおり計画変更を承認したので、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知する。

年 月 日

大野市長

記

1 交付決定通知年月日及び番号

年 月 日 大野市指令 第 号

2 変更の内容

3 補助金変更交付決定額 円
(補助金当初交付決定額 円)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付辞退届

先に交付決定を受けた大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金の交付を辞退したいので、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 交付決定通知年月日及び番号

年 月 日 大野市指令 第 号

2 辞退の理由

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住所
氏名 印

大野市U・Iターン者住まい支援事業完了実績報告書

みだしの事業が完了したので、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第11条第1項及び第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の経費

対象工事に要した費用 金 円
(消費税及び地方消費税を含む。)

補助金交付申請額 金 円

2 実施した補助事業

交付決定年月日号 及び番号	年 月 日 大野市指令 第 号
住宅の所在地	
工事内容	
工事の開始日	年 月 日
工事の完了日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 申請時に居住予定者がいる場合は、世帯全員の居住状況が確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 工事代金領収証の写し
- (3) 新築工事については完成写真。リフォーム工事については、工事着手前及び工事完了後の施工箇所の写真
- (4) 耐震性を有していることを証明できる書類等（第5条第1項第4号に該当する住宅の場合に限る。）
- (5) 新築工事、増築又は改築について、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (6) 住宅の登記簿謄本（全部事項証明書）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のあったみだしの補助金の支払いを受けたいので、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第12条第1項及び第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

金 額	金 円	
振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 番 号	普通 当座
	フリガナ	
	口 座 名 義	
添 付 書 類	大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付決定通知書の写し 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）	

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市長

大野市 U・I ターン者住まい支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を通知したみだしの補助金について、大野市 U・I ターン者住まい支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定によりその交付決定を取り消したので通知する。

記

- 1 建築物所在地
- 2 取消事由

様式第9号（第14条関係）

大野市指令 第 号
年 月 日

様

大野市長

大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を通知したみだしの補助金について、大野市U・Iターン者住まい支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 返還金額 金 円
(既交付済額 金 円)
- 3 返還期限 年 月 日 ()